様式第17号(その1)(第34条関係)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 第　　　　　　　　号

年(　　)　　月　　日

(住　所)

(氏　名)　　　　　　　様

出雲市長　　　　　　　　　　印

解　任　命　令　書

あなたの　　　する危険物製造所等に係る下記危険物保安　　　者は、　　　　と認めるので消防法第13条の24第1項の規定に基づき、解任することを命ずる。

記

1　危険物保安　　　　者

(1)氏　　　名

(2)生年月日

(3)選任年月日

2　解任期限

3　危険物保安　　　者を選任している危険物製造所等

　　(事業所の住所、名称及び代表者の氏名又は危険物製造所等の設置者、設置場所、施設区分及び設置許可年月日・番号)

4　命令の理由となる事実

教　示

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として(訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第17号(その2)(第34条関係)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 第　　　　　　　　号

年(　　)　　月　　日

(住　所)

(氏　名)　　　　　　　様

　出雲市長　　　　　　　　　　印

解　任　命　令　書

あなたの　　　する火薬類関係施設に係る下記火薬類取扱　　　者は、　　　　と認めるので火薬取締役法第34条第2項の規定に基づき、解任することを命ずる。

記

1　　　　　　　　者

(1)氏　　　名

(2)生年月日

(3)選任年月日

2　解任期限

3　火薬類取扱　　　者を選任している火薬類関係施設

　(事業所の住所、名称及び代表者の氏名又は火薬類関係施設の所有者、所在、区分及び設置許可年月日・番号)

4　命令の理由となる事実

教　示

　1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

　2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として(訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

　3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第17号(その3)(第34条関係)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　第　　　　　　　　号

年(　　)　　月　　日

(住　所)

(氏　名)　　　　　　　様

出雲市長　　　　　　　　　　印

解　任　命　令　書

あなたの　　　する高圧ガス関係施設に係る下記　　　　者は、　　　　と認めるので高圧ガス保安法第34条の規定に基づき、解任することを命ずる。

記

1　　　　　　　　者

(1)氏　　　名

(2)生年月日

(3)選任年月日

2　解任期限

3　　　　　　　　者を選任している高圧ガス関係施設

　　(事業所の住所、名称及び代表者の氏名又は高圧ガス関係施設の所有者、所在、区分及び設置許可年月日・番号)

4　命令の理由となる事実

教　示

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

　2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として(訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

　3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。